



## 第4章 公的年金制度の安定性の分析〈給付水準、保険料水準及び積立水準〉

### 1. 給付水準

公的年金制度の安定性を検証するに当たり、まず、「給付水準が急激に引き下げられるおそれや、老後の基本的部分を支えられなくなるおそれのないこと」という観点から、給付水準の分析を行うこととする。

厚生年金及び国民年金では、「保険料水準を先に決め、マクロ経済スライドで給付水準を調整することにより財政の均衡を保つ方式」（保険料水準固定方式）で、共済年金では、「給付が厚生年金の給付設計に準拠する形で先に決まり、財政の均衡を保つよう必要な保険料率が後から定まる方式」（給付先決め方式）で財政見通しが作成されている。共済年金の給付が厚生年金に準拠し、厚生年金と同一のマクロ経済スライドを適用することとなっているため、被用者年金制度の給付水準は、厚生年金の財政に大きく影響されている。

厚生年金の給付水準の指標としては、標準的な年金の所得代替率が用いられ、老後生活の基本的部分を支える給付水準を確保するため、この所得代替率が年金を受け取り始める時点（65歳）で50%を上回るものとされている。そこで、給付水準をみるにあたり、所得代替率で評価することとする。

#### ①所得代替率の将来見通し

平成21年財政検証・財政再計算結果における各制度の所得代替率の将来見通しは、図表4-1-1及び図表4-1-2に示したとおりである。

厚生年金の標準的な年金の所得代替率は、2010年度に62.3%であるものが、マクロ経済スライドによる給付水準の自動調整により徐々に低下し、2038年度に50.1%となる見込みである。以降は給付水準の調整が行われなため、所得代替率は50.1%のまま推移することとなり、基本ケースの前提どおり推移した場合には、所得代替率は基準となる50%を上回る見込みとなっている。

一方、共済年金は、2010年度に国共済58.2%、地共済56.7%、私学共済57.9%であるものが徐々に低下し、2038年度以降、国共済48.1%、地共済47.0%、私学共済47.9%になるものと見込まれ、厚生年金と平行に推移する。ここで、共済各制度の所得代替率が厚生年金と異なっているのは、

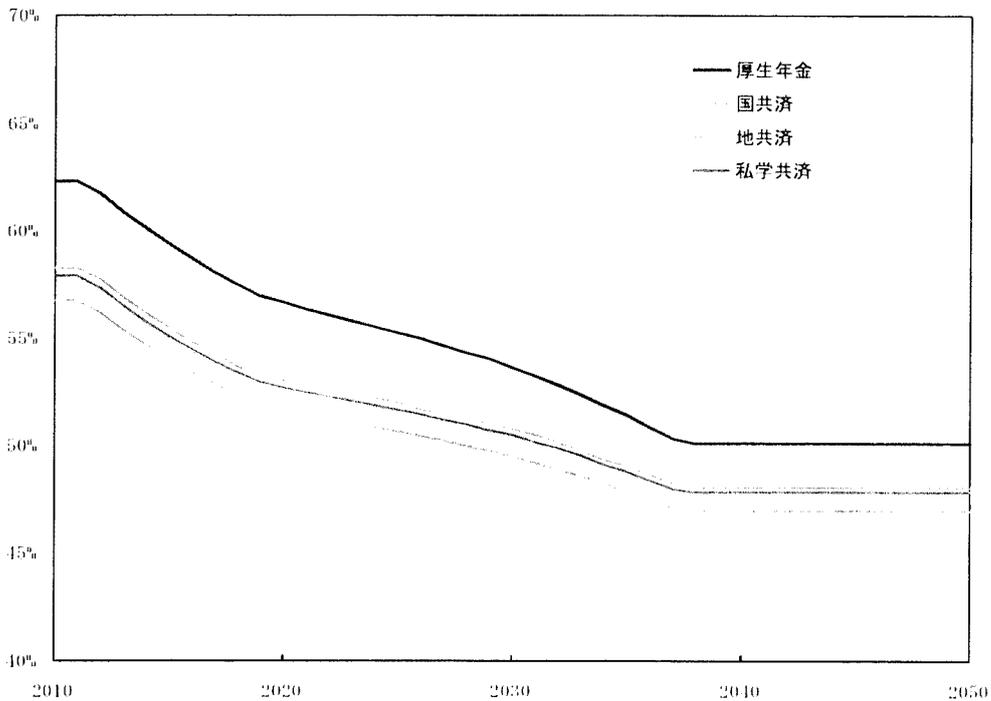
- ・共済年金の標準的な年金額には職域部分が含まれていること
- ・所得代替率を算出する際に各々の制度の現役男子の平均手取り年収を

用いていること

の2つの要因によるものである。職域部分を除いた厚生年金相当部分の給付に限定し、所得代替率を算出する際の年収をそろえれば、全制度とも全く同じ所得代替率になる。

そこで、以下で給付水準を評価する際には、代表として厚生年金の所得代替率でみていくことにする。

(図表 4-1-1) 各制度の標準的な年金の所得代替率の将来見通し



(図表 4-1-2) 各制度の標準的な年金の所得代替率の将来見通し

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
2010	62.3%	58.2%	56.7%	57.9%
2015	59.3%	55.5%	54.0%	55.2%
2020	56.6%	53.0%	51.6%	52.7%
2025	55.2%	52.0%	50.6%	51.7%
2030	53.7%	50.8%	49.5%	50.5%
2035	51.4%	49.1%	47.9%	48.8%
2038	50.1%	48.1%	47.0%	47.9%
2040	50.1%	48.1%	47.0%	47.9%
2045	50.1%	48.1%	47.0%	47.9%
2050	50.1%	48.1%	47.0%	47.9%

注1: 各制度の標準的な年金は、(1)夫が当該制度の平均賃金(10年間働き、妻が10年間専業主婦である場合の)夫婦二人の年金)を用いて(2)共済年金(職域部分を含む)である

注2: 所得代替率(1、夫婦二人の年金月額)の「現役(男子)の平均手取り年収(月額換算)」に対する比率である

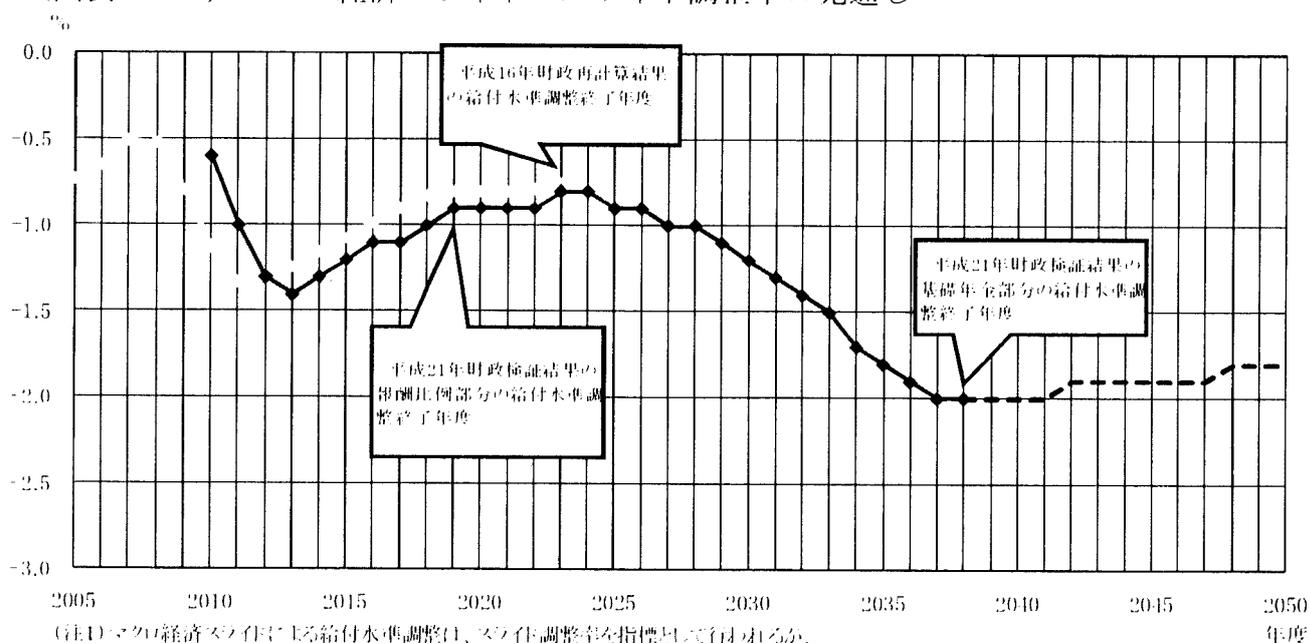
注3: 年金を受け取り始める時点(65歳)における所得代替率である

## ②マクロ経済スライドのスライド調整率等の将来見通し

マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、財政の均衡が図られるまでの一定期間、スライド調整率で年金の改定率を抑制することにより行われる。ここで用いられるスライド調整率は、「公的年金の全被保険者数の減少率の実績（3年平均）」と「平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3%）」との合計で設定される。

今回の財政検証における公的年金被保険者数の将来見通しに基づいたマクロ経済スライドのスライド調整率は、図表4-1-3、4-1-4のとおりである。図表4-1-3には、参考のために、前回の財政再計算におけるスライド調整率も併記している。

(図表4-1-3) マクロ経済スライドのスライド調整率の見通し



(注1) マクロ経済スライドによる給付水準調整は、スライド調整率を指標として行われるが、

- ・賃金水準や物価水準が低下した場合に、給付水準調整を行わないこと
- ・賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的スライド調整率を適用すると年金の改定率がマイナスになる場合に、年金の名目額を引き下げることはないこと

(注2) 財政検証においては、2105年度の積立度合から1051となるように、給付水準調整終了年度のスライド調整率を調整している。

(図表 4-1-1) マクロ経済スライドのスライド調整率の見通し

年度 (西暦)	スライド調整率
2010	-0.6
2011	-1.0
2012	-1.3
2013	-1.4
2014	-1.3
2015	-1.2
2016	-1.1
2017	-1.1
2018	-1.0
2019	0.9
2020	-0.9
2021	-0.9
2022	0.9
2023	-0.8
2024	0.8
2025	0.9
2026	0.9
2027	-1.0
2028	1.0
2029	1.1
2030	-1.2
2031	-1.3
2032	1.1
2033	-1.5
2034	-1.7
2035	1.8
2036	-1.9
2037	2.0
2038	2.0
2039	-2.0
2040	2.0
2041	2.0
2042	-1.9
2043	1.9
2044	1.9
2045	1.9
2046	-1.9
2047	1.9
2048	1.8
2049	1.8
2050	1.8

- 注1 公的年金被保険者数の減少率（1年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値）に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率（0.3%）を加えたものである。
- 注2 マクロ経済スライドによる給付水準調整は、このスライド調整率を指標として調整を行うが、
- ・賃金水準や物価水準が低下した場合には、給付水準調整を行わないこと
  - ・賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を適用すると年金の改定率がマイナスとなる場合は、年金の名目額を引き下げることはしないこととされている。

マクロ経済スライドによる給付水準調整は、スライド調整率を指標として行われるが、

- ・賃金水準や物価水準が低下した場合には、給付水準調整を行わないこと
- ・賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を適用すると年金の改定率がマイナスとなる場合は、年金の名目額を引き下げることはしないこと

とされており、ここに示したスライド調整率がすべてそのまま適用されるわけではない。また、2105年度の積立度合がちょうど1となるように、給付水準調整終了年度のスライド調整率を調整している。したがって、例えば基準ケースにおいては、2012年度に給付水準調整が開始され、報酬比例部分が2019年度に、基礎年金部分が2038年度に調整が

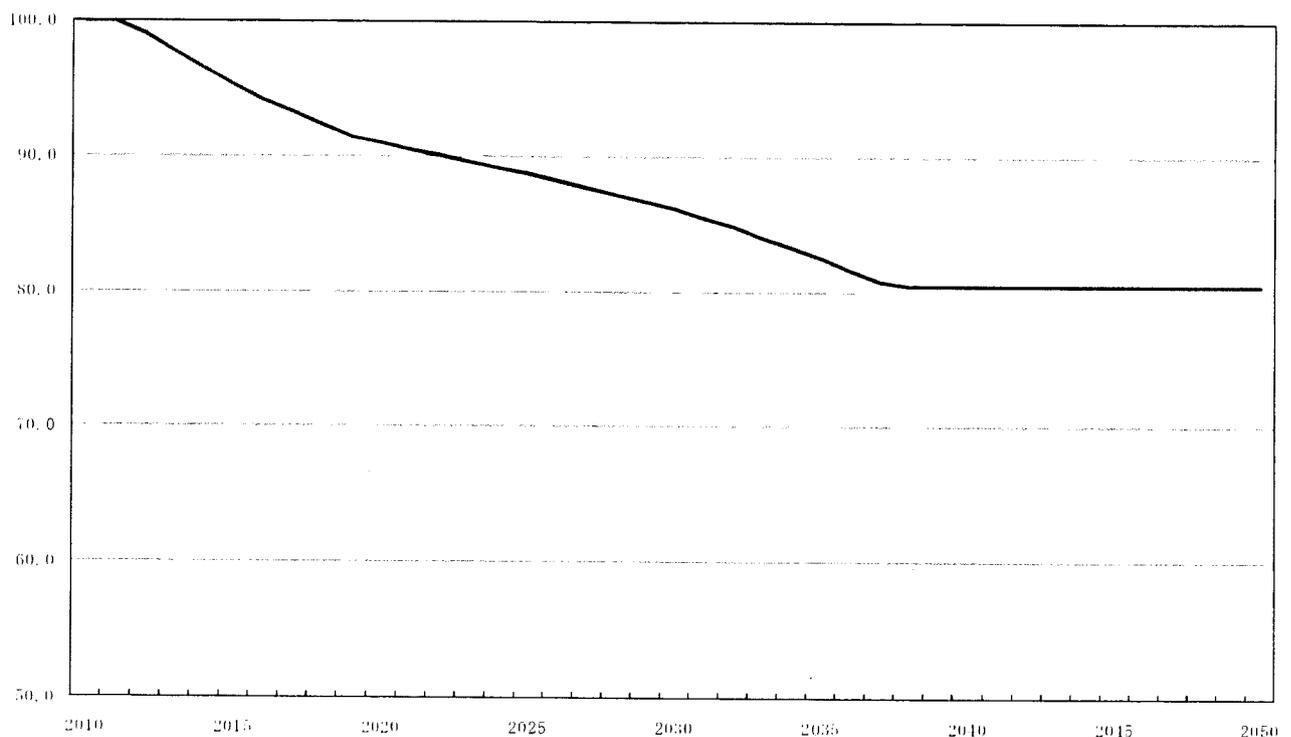
終了する見込みであり、それ以降のスライド調整率は適用されないことになる。

スライド調整率そのものの数値は、給付水準調整が行われる見込みの 2012 年度から 2038 年度までの間でみると、 $-0.8\% \sim -2.0\%$  程度の水準となっている。

こうした給付水準調整による給付の抑制効果は、スライド調整率そのものではなく、実際に適用される実効のスライド調整率を累積することで測ることができるが、それは見方を変えると、マクロ経済スライドを織り込んで算出されている所得代替率の変化の度合いをみることと同じになる。実際には、基礎年金部分と報酬比例部分の調整終了年度が異なるため、各人が受け取る年金でみると、各々の基礎年金部分と報酬比例部分の割合に応じて抑制効果が違ってくるが、ここでは代表として標準的な年金の所得代替率の変化の度合いをみることで、給付の抑制効果を把握することとする。

図表 4-1-5 は、2009 年度の所得代替率を 100 とした場合の指数を示したものである。所得代替率の指数は、2009 年度の 100 から徐々に低下していき、給付水準調整が終了する 2038 年度に約 81 となる見込みである。厚生年金の標準的な年金でみると、マクロ経済スライドの結果として、最終的には給付が約 2 割抑制される見込みであることがわかる。

(図表 4-1-5) 2009 年度の所得代替率を 100 とした場合の指数



### ③前回との比較

基礎年金部分と報酬比例部分のマクロ経済スライドは、前回の財政再計算ではともに2023年度に終了したが、今回の財政検証・財政再計算では基礎年金部分が2038年度、報酬比例部分が2019年度と終了年度が異なっており、所得代替率そのものをみるだけでは前回からの変化を捉えるのが難しい。そこで、給付水準を前回と比較するにあたり、厚生年金において、所得代替率の分子となる「標準的な年金」を「基礎年金部分（夫婦二人の基礎年金）」と「報酬比例部分（夫の報酬比例年金）」に分け、各々を所得代替率の分母となる「現役（男子）の平均手取り年収（月額換算）」で除した率を作成し、分析することとする（図表4-1-6）。

厚生年金の所得代替率は、前回の財政再計算時点では2004年度に59.3%となっていたものが、マクロ経済スライドの実施により2010年度では56.8%まで低下する見込みとなっていた。しかし、物価や賃金の下落によりマクロ経済スライドが実施されていないことに加え、所得代替率を算出する際の平均年収が前回に比べ下がっていることから、今回の財政検証においては2010年度の所得代替率は62.3%と、前回に比べ5.4ポイント高い水準となっている。基礎年金部分と報酬比例部分の内訳をみると、基礎年金部分で4.4ポイント、報酬比例部分で1.0ポイント高くなっている。

平成21年財政検証における所得代替率をみると、2012年度にマクロ経済スライドが開始される見込みであるため、2011年度までは所得代替率が変化せず、2012年度以降に基礎年金部分、報酬比例部分の率が共に減少していく。マクロ経済スライドの終了年度が、基礎年金部分2038年度、報酬比例部分2019年度と異なっているため、スライド調整期間の長さを反映して、最終的には、基礎年金部分が2010年度時点と比べて9.8ポイントの低下、報酬比例部分が2.2ポイントの低下となっており、報酬比例部分に比べて基礎年金部分の低下幅が大きくなっている。

前回と比較すると、マクロ経済スライドによるスライド調整率自体が少子化の進展で大きくなっていることを反映して、所得代替率の前回との差は2012年度以降若干縮小し、2019年度には5.3ポイントとなる。しかし報酬比例部分のマクロ経済スライドが前回より早く終了するため、2019年度以降この差が拡大し、2022年度には5.7ポイントに達している。2024年度以降においては、前回はマクロ経済スライドが行われないのに対し、今回は基礎年金部分でのマクロ経済スライドが続くため、2038年度まで所得代替率の差は急速に縮小し、2038年度では差は-0.1ポイントと前回と所得代替率とほぼ同水準となっている。

(図表 4-1-6) 厚生年金の所得代替率の平成 16 年財政再計算との比較

年度	基礎年金部分			報酬比例部分			合計		
	16年再計算 ①	21年検証 ②	差 ②-①	16年再計算 ①	21年検証 ②	差 ②-①	16年再計算 ①	21年検証 ②	差 ②-①
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
2010	32.2	36.6	4.4	24.7	25.6	1.0	56.8	62.3	5.4
2011	31.7	36.6	4.9	24.3	25.6	1.3	56.1	62.3	6.2
2012	31.3	36.4	5.0	24.0	25.3	1.3	55.4	61.7	6.3
2013	30.9	35.9	4.9	23.7	25.0	1.2	54.7	60.9	6.2
2014	30.6	35.4	4.8	23.4	24.6	1.2	54.0	60.1	6.0
2015	30.3	35.0	4.7	23.2	24.3	1.1	53.5	59.3	5.9
2016	30.0	31.6	4.6	23.0	24.1	1.1	52.9	58.7	5.7
2017	29.7	34.2	1.5	22.8	23.8	1.0	52.5	58.0	5.6
2018	29.5	33.9	4.4	22.6	23.6	1.0	52.0	57.5	5.4
2019	29.2	33.6	4.4	22.4	23.4	1.0	51.6	56.9	5.3
2020	29.0	33.3	4.3	22.2	23.1	1.1	51.2	56.6	5.1
2021	28.8	33.0	4.2	22.0	23.1	1.3	50.8	56.3	5.5
2022	28.5	32.7	4.2	21.9	23.1	1.5	50.4	56.1	5.7
2023	28.4	32.4	4.0	21.8	23.1	1.6	50.2	55.8	5.6
2024	28.4	32.1	3.7	21.8	23.4	1.6	50.2	55.5	5.3
2025	28.4	31.9	3.4	21.8	23.4	1.6	50.2	55.2	5.0
2026	28.4	31.6	3.1	21.8	23.4	1.6	50.2	55.0	4.7
2027	28.4	31.3	2.8	21.8	23.1	1.6	50.2	54.6	4.4
2028	28.4	31.0	2.5	21.8	23.1	1.6	50.2	54.3	4.1
2029	28.4	30.6	2.2	21.8	23.1	1.6	50.2	54.0	3.8
2030	28.4	30.3	1.8	21.8	23.1	1.6	50.2	53.7	3.4
2031	28.4	29.9	1.4	21.8	23.1	1.6	50.2	53.3	3.0
2032	28.4	29.5	1.0	21.8	23.1	1.6	50.2	52.8	2.6
2033	28.4	29.0	0.6	21.8	23.1	1.6	50.2	52.4	2.1
2034	28.4	28.5	0.1	21.8	23.4	1.6	50.2	51.9	1.7
2035	28.4	28.0	-0.4	21.8	23.1	1.6	50.2	51.4	1.1
2036	28.4	27.5	-0.9	21.8	23.1	1.6	50.2	50.8	0.6
2037	28.4	26.9	-1.5	21.8	23.1	1.6	50.2	50.3	0.1
2038	28.4	26.8	-1.6	21.8	23.1	1.6	50.2	50.1	-0.1
2039	28.4	26.8	-1.6	21.8	23.1	1.6	50.2	50.1	-0.1
2040	28.4	26.8	-1.6	21.8	23.1	1.6	50.2	50.1	-0.1
2045	28.4	26.8	-1.6	21.8	23.4	1.6	50.2	50.1	-0.1
2050	28.4	26.8	-1.6	21.8	23.4	1.6	50.2	50.1	-0.1

## 2. 保険料水準

次に、給付先決め方式である共済年金について、「保険料率が急激に引き上げられるおそれや、負担が過大なものとなるおそれのないこと」という観点から、保険料水準の分析を行う。なお、共済年金との比較のため、保険料水準固定方式である厚生年金と国民年金についても参考としてみていく。

図表4-2-1は、平成21年財政検証・財政再計算に基づく各制度の保険料(率)について、最終保険料(率)及びその到達年度等をまとめたものである。

最終保険料(率)は、厚生年金が18.3%、国共済+地共済が19.8%、私学共済が19.4%、国民年金が16,900円(平成16年度価格)と見込まれており、その到達年度は、厚生年金及び国民年金2017年度、国共済+地共済2023年度、私学共済2030年度となっている。最終保険料率は、共済年金が厚生年金より高い水準になっており、また、前回の財政再計算に比べ、国共済+地共済は1.0%(前回:積立度合1の場合で18.8%)、私学共済は0.9%(前回:18.5%)上昇しているが、いずれの制度においても過大な負担とはなっていないものとする。

また、毎年の引上げ幅については、被用者年金が各制度とも毎年0.354%、国民年金は毎年280円(平成16年度価格)となっている。どの制度も毎年小刻みに引き上げていく計画であり、保険料(率)が急激に引き上げられる状況にはなっていない。

(図表4-2-1) 保険料(率)の比較

	最終保険料(率)	到達年度	引上げ幅 (毎年)
厚生年金	18.3%	2017年度	0.354%
国共済+地共済	19.8%	2023年度	0.354%
私学共済	19.4%	2030年度	0.354%
国民年金	16,900円 (平成16年度価格)	2017年度	月額280円 (平成16年度価格)

### 3. 積立水準

積立金は、その運用収入により、保険料率の上昇や給付水準の低下を抑える効果がある。また、期間は限られるが、積立金を取り崩すことにより、同様の効果が得られる。このため、積立金の水準は、年金財政の安定性を確保する上で非常に重要である。仮に積立金の水準が低ければ、保険料水準固定方式である厚生年金の場合は、「給付水準が急激に引き下げられるおそれや老後の基本的部分を支えられなくなるおそれのない」という観点から、給付先決め方式である共済年金の場合は、「保険料率が急激に引き上げられるおそれや負担が過大なものとなるおそれがない」という観点からみて、安定性が低いことになる。ここでは、積立水準について検証する。

#### ①積立比率の将来見通し

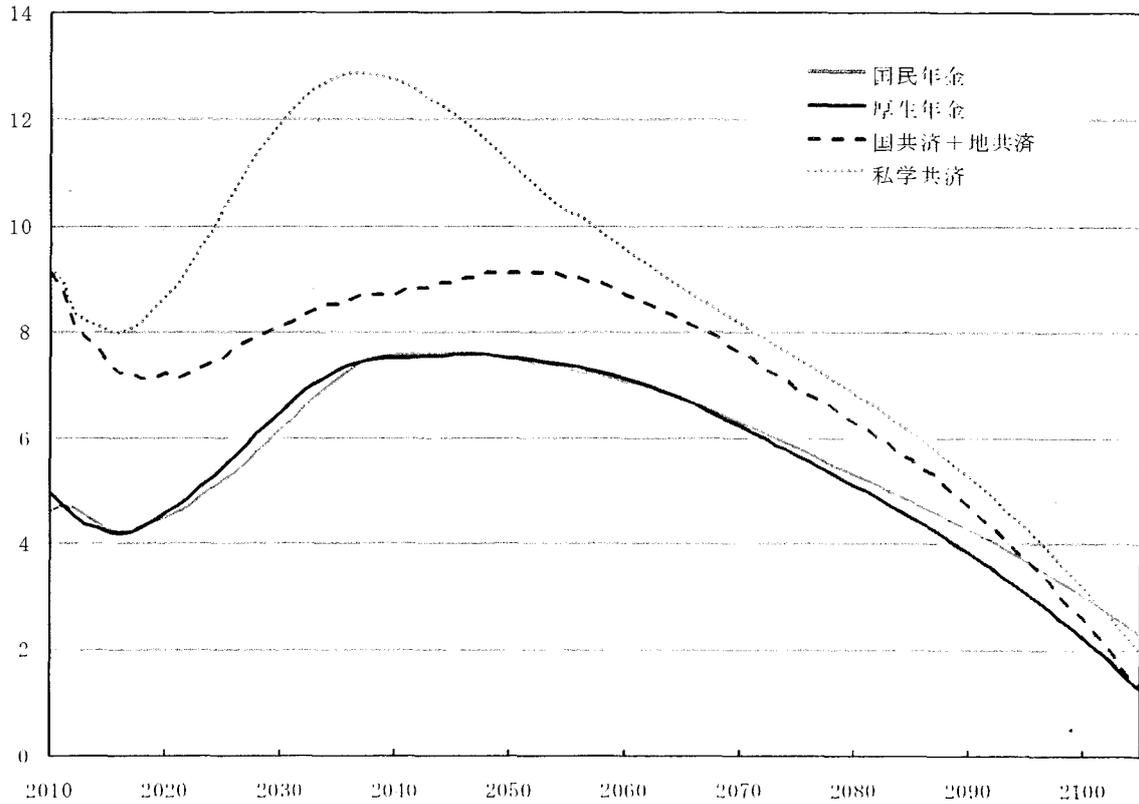
積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち自前で用意しなければならぬ分（＝保険料負担によって賄う部分）の何年分に相当するかを表す財政指標である。

積立比率の将来見通しをみると(図表 4-3-1、4-3-2)、2010 年度には、厚生年金が 4.9、国民年金が 4.6 であるのに対し、国共済+地共済が 9.1 (国共済が 6.3、地共済が 10.1)、私学共済が 9.2 であり、共済年金の積立比率がかなり高くなっている。

各制度とも、2035 年度から 2050 年度頃をピークに低下する見込みとなっているが、特に私学共済ではピーク時の積立比率が 13 弱と非常に高い水準になっており、そこから一気に急低下することとなる。最終的には、2105 年度で、厚生年金 1.2、国共済+地共済 1.3、私学共済 2.0、国民年金 2.3 となることが見込まれる。

このような積立比率の低下は、今回の財政検証・財政再計算で各制度ともに 2105 年度の積立度合が 1 (共済年金は 1 以上) になるように財政見通しを作成していることによるものである。

(図表 4-3-1) 積立比率の将来見通し



(図表 4-3-2) 積立比率の将来見通し

年度	厚生年金	国共済+地共済		私学共済	国民年金	
		国共済	地共済			
2010	4.9	9.1	6.3	10.1	9.2	4.6
2015	4.2	7.4	5.2	8.0	8.0	4.3
2020	4.6	7.2	4.5	8.1	8.7	4.5
2025	5.4	7.5	4.5	8.6	10.3	5.2
2030	6.5	8.1	4.6	9.2	11.9	6.2
2035	7.3	8.5	4.7	9.8	12.8	7.1
2040	7.5	8.7	4.3	10.2	12.7	7.6
2045	7.5	8.9	3.9	10.7	12.1	7.6
2050	7.5	9.1	3.3	11.1	11.2	7.5
2055	7.3	9.0	2.6	11.2	10.2	7.3
2060	7.1	8.7	...	...	9.5	7.1
2065	6.7	8.2	...	...	8.8	6.7
2070	6.2	7.6	...	...	8.1	6.3
2075	5.7	6.9	...	...	7.5	5.8
2080	5.1	6.3	...	...	6.8	5.3
2085	4.5	5.6	...	...	6.1	4.8
2090	3.8	4.7	...	...	5.3	4.3
2095	3.1	3.7	...	...	4.3	3.7
2100	2.2	2.6	...	...	3.2	3.0
2105	1.2	1.3	...	...	2.0	2.3

## ②積立金の運用収入分及び取崩し分の料率換算

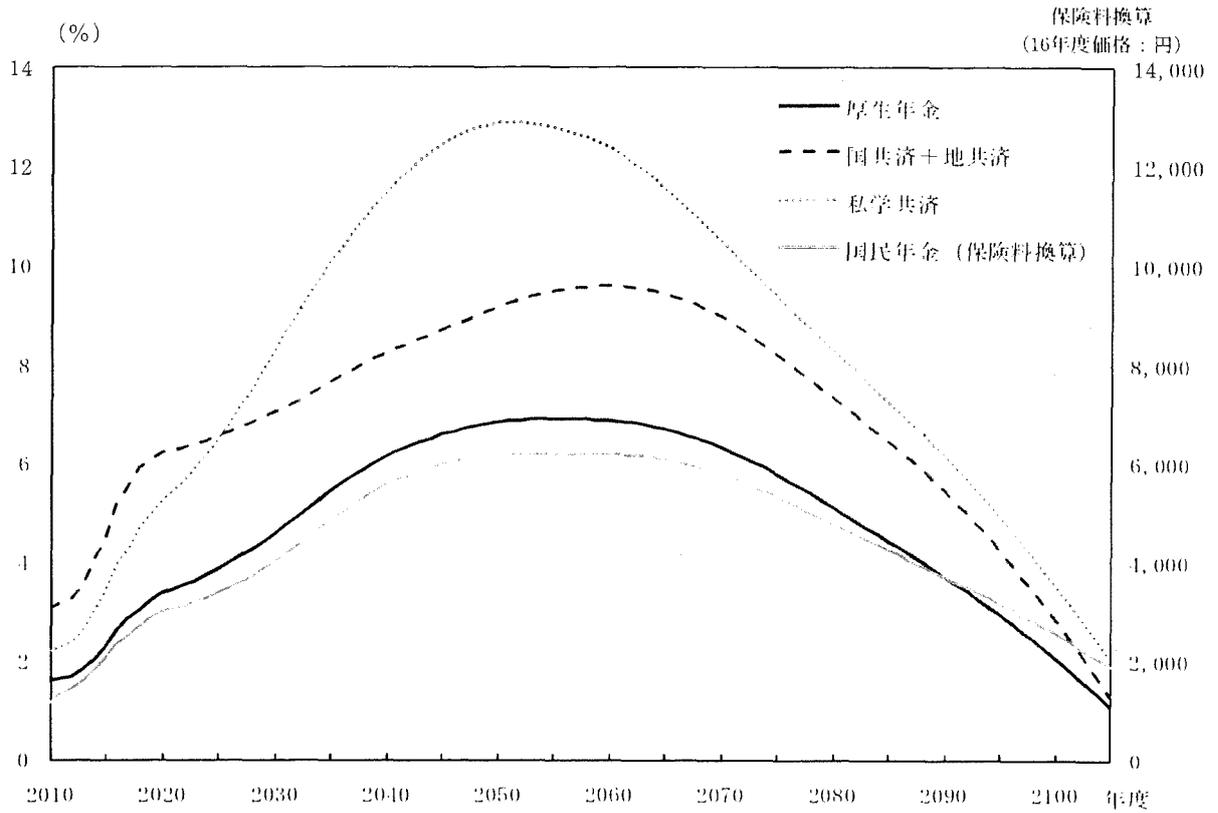
積立金の効果をみるために、積立金の運用収入分と取崩し分を保険料率に換算してみることとする。ただし、国民年金については、保険料（平成16年度価格）に換算したもので表記することとする。

まず、積立金の運用収入分の料率換算の将来見通しをみると（図表4-3-3、4-3-6）、元となる積立金の推移を反映し、各制度とも2050年代頃をピークとした山型の形状になっている。ピーク時で、厚生年金で6.9%、国共済+地共済で9.6%、私学共済で12.9%、国民年金で6,192円と、大きな保険料率の軽減効果が見込まれる。

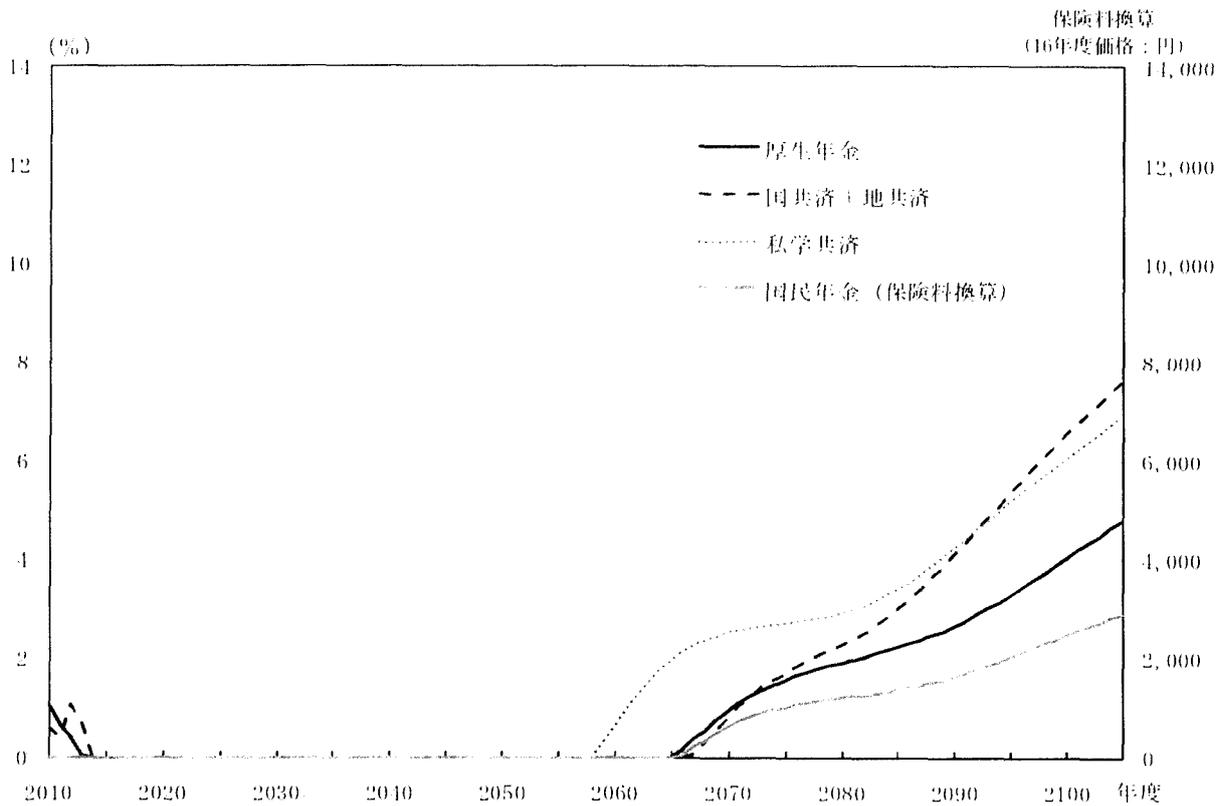
次に、積立金の取崩し分の料率換算の将来見通しをみると（図表4-3-4、4-3-6）、当初厚生年金と国共済+地共済が若干積立金を取り崩す状況にあるが、その後しばらくの間は各制度とも取崩しのない状態で推移する。積立金の取崩しは、私学共済は2059年度から、厚生年金と国民年金は2066年度から、国共済+地共済は2067年度から順次始まり、特に私学共済と国共済+地共済で大きく増加する。2105年度では、厚生年金が4.8%、国共済+地共済が7.6%、私学共済が6.9%、国民年金が2,877円となっており、積立金の取崩し分で保険料率の上昇が抑えられている。

また、積立金の運用収入分と取崩し分を合算して積立金全体の効果をみると（図表4-3-5）、各制度ともかなり高い率となっており、私学共済では12%を超える状態が長く続く状況となっている。仮に積立金を保有していなければ、ここに示した率の分だけさらに保険料率を上げる（若しくは給付水準を下げる）必要があり、各制度とも積立金による保険料率の軽減効果がかなり大きいことがわかる。保険料水準を抑える（固定する）一方である程度の給付水準を確保するために、積立金が大きな役割を果たしている。

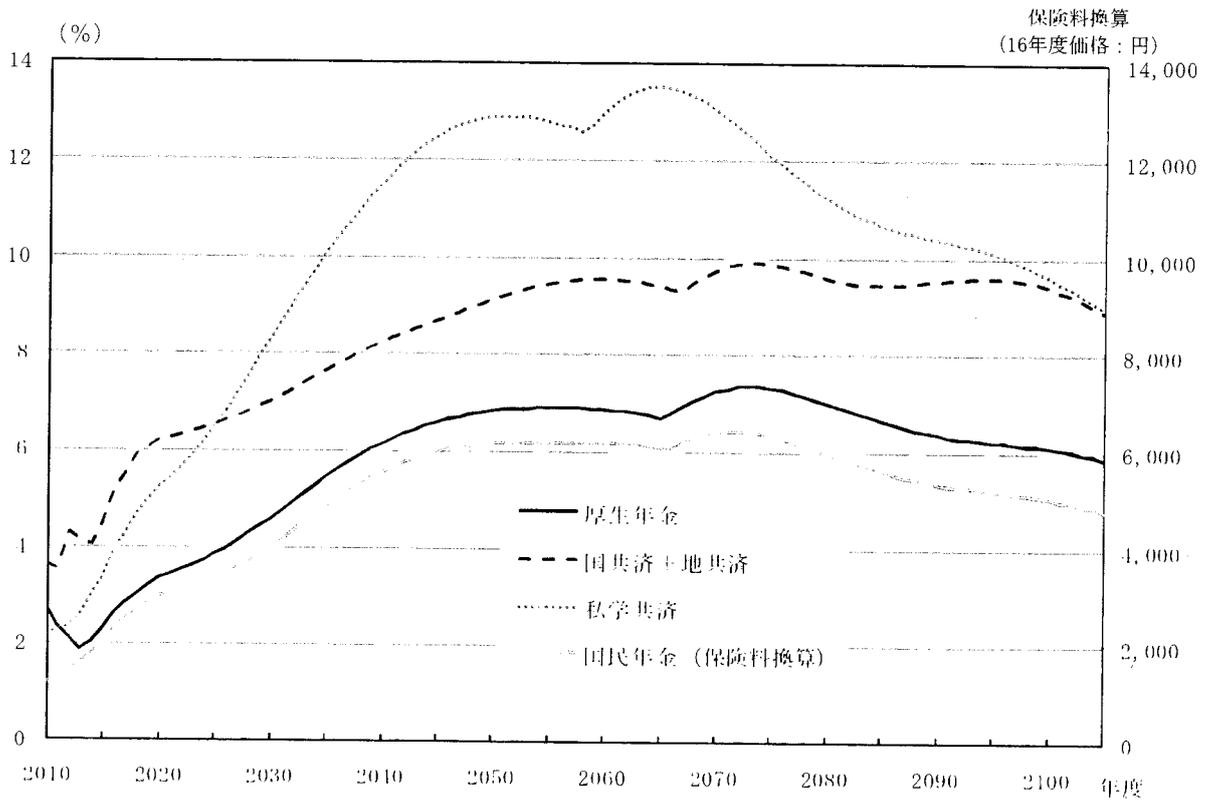
(図表 4-3-3) 運用収入分の料率換算



(図表 4-3-4) 積立金の取崩し分の料率換算



(図表 4-3-5) 積立金の取崩し分・運用収入分の料率換算



(図表 4-3-6) 運用収入分・積立金の取崩し分の料率換算

年度	運用収入分の料率換算				積立金の取崩し分の料率換算			
	厚生年金	国共済 +地共済	私学共済	国民年金 保険料換算 (16年度価格)	厚生年金	国共済 +地共済	私学共済	国民年金 保険料換算 (16年度価格)
2010	1.625	3.060	2.208	1,189	1.112	0.610	-	-
2015	2.281	4.485	3.376	2,031	-	-	-	-
2020	3.365	6.238	5.240	3,001	-	-	-	-
2025	3.861	6.559	6.493	3,377	-	-	-	-
2030	4.584	7.052	8.306	4,003	-	-	-	-
2035	5.446	7.680	10.084	4,844	-	-	-	-
2040	6.157	8.265	11.512	5,562	-	-	-	-
2045	6.599	8.709	12.476	5,979	-	-	-	-
2050	6.848	9.164	12.891	6,168	-	-	-	-
2055	6.923	9.495	12.795	6,192	-	-	-	-
2060	6.890	9.606	12.375	6,183	-	-	0.631	-
2065	6.720	9.448	11.571	6,083	-	-	1.951	-
2070	6.347	8.974	10.513	5,786	0.920	0.798	2.530	605
2075	5.793	8.216	9.395	5,322	1.550	1.704	2.711	1,004
2080	5.142	7.355	8.323	4,793	1.900	2.267	2.922	1,187
2085	4.453	6.471	7.283	4,260	2.215	3.012	3.423	1,355
2090	3.735	5.466	6.188	3,735	2.647	4.108	4.228	1,621
2095	2.958	4.272	4.953	3,188	3.272	5.361	5.182	2,017
2100	2.086	2.869	3.568	2,580	4.019	6.580	6.072	2,468
2105	1.109	1.307	2.079	1,905	4.767	7.617	6.918	2,877

### ③総合費用率と保険料率の関係

総合費用率は、積立金及びその運用収入がない場合の賦課保険料率に相当することから、保険料率と比較することで、積立金による保険料率の軽減効果を把握できる。すなわち、保険料率が総合費用率を下回っている部分が、積立金の効果で保険料率を軽減している部分となる。

各制度についてみると(図表 4-3-7)、厚生年金では 2010 年度代後半まで及び 2030 年度代後半以降において保険料率が総合費用率を下回っており、ピーク時では 7.4%の保険料率が軽減されている。国共済+地共済では、一貫して保険料率が総合費用率を下回っており、ピーク時の軽減効果は 9.8%である。私学共済では、2010 年度代後半まで及び 2040 年度頃以降において保険料率が総合費用率を下回っており、ピーク時の軽減効果は 13.4%である。

推計期間の後半は相当程度の保険料率が軽減される状況にあるが、各制度とも年度を追うにつれ、運用収入で賄う部分が減り、積立金の取崩しにより賄う方向にシフトしていくことがわかる。共済年金は、厚生年金に比べ、現在の積立水準の高さを反映して、積立金による保険料率の軽減効果が大きく、特に私学共済では、将来的に急増する総合費用率の上昇分を高い水準の積立金による運用収入や取崩しの効果で賄い、結果的に他制度とほぼ同等の保険料率水準に抑える構造となっている。

国民年金には標準報酬という概念がなく、被用者年金制度のような総合費用率を求めることができないことから、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない分(=総合費用率の分子である「実質的な支出-国庫・公経済負担」)を保険料に換算<sup>注</sup>し、その換算額(以下「総合費用の保険料換算」という。)と保険料を比較することにより、積立金による保険料の軽減効果をみることにする。なお、この総合費用の保険料換算は、積立金及びその運用収入がない場合の賦課保険料に相当する。

注：「実質的な支出-国庫・公経済負担」(名目額) / 保険料収入(名目額)  
× 保険料(平成 16 年度価格)  
として、社会保障審議会年金数理部会において推計した。

国民年金における総合費用の保険料換算と保険料(いずれも平成 16 年度価格)の関係を見ると(図表 4-3-8)、当初は保険料が総合費用の保険料換算とほぼ同水準であるが、2020 年度代から 2030 年度代頃には保険料の方が高い状態で推移する。その後は再び保険料の方が低い状態が続き、ピーク時で約 6,100 円の保険料が軽減されている。